



# 島根県報

令和6年11月1日（金）

第 5 6 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障がい福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指 定障害福祉サービス事業者の指定	（ 〃 ）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指 定障害福祉サービス事業の廃止の届出	（ 〃 ）	2
令和6年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	（畜産課）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の 変更の届出（5件）	（中小企業課）	3

## 告 示

## 島根県告示第650号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和6年11月1日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人みどり福祉会	児童発達支援 Midori	出雲市大津町713-3	令和6年9月1日

## 2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
労働者協同組合ワーカーズ ユープ・センター事業団	放課後等デイサービスみらい 雲南	雲南市三刀屋町古城43-5	令和6年6月1日
ニュータイプ株式会社	放課後等デイサービスペップ 2nd	出雲市大塚町1311番地10	令和6年8月1日

## 3 保育所等訪問支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人みどり福祉会	児童発達支援 Midori	出雲市大津町713-3	令和6年9月1日

## 島根県告示第651号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和6年11月1日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ラヴィアンローズ	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所 ラヴィアンローズ	出雲市今市町1394番地	令和6年7月1日
合同会社Robse	地域移行支援 地域定着支援	相談支援事業所りこつと	出雲市塩冶町983-4	令和6年8月1日

## 島根県告示第652号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和6年11月1日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ニチイ学館	重度訪問介護	ニチイケアセンター出雲	出雲市大津朝倉3丁目 4-5	令和6年6月14日

株式会社ニチイ学館	重度訪問介護	ニチイケアセンター出雲みなみ	出雲市天神町869番地	令和6年6月14日
株式会社ニチイ学館	重度訪問介護	ニチイケアセンター斐川	出雲市斐川町直江4914番地7	令和6年6月14日
株式会社ニチイ学館	重度訪問介護	ニチイケアセンターあかがわ	雲南市大東町仁和寺1918-7	令和6年6月14日
株式会社ラヴィアンローズ	就労継続支援A型	就労支援事業所ラヴィアンローズ	出雲市今市町1394サンロード中町内	令和6年6月30日
合同会社Robse	自立生活援助	自立生活援助 このは	出雲市知井宮町826-7	令和6年6月30日
有限会社幸久の家	同行援護 重度訪問介護	幸久の家ヘルパーステーション	大田市久利町久利691	令和6年6月30日
株式会社アンフ	就労移行支援	就労支援事業所 アトリエール	出雲市大津新崎町4-46	令和6年7月31日
特定非営利活動法人コミュニティサポートいずも	行動援護	CSいずも訪問介護事業所	出雲市大津朝倉3丁目10-3	令和6年8月1日
社会福祉法人大田市社会福祉事業団	重度訪問介護	福寿園ヘルパーステーション	大田市川合町川合1085-1	令和6年8月1日
社会福祉法人浜田市社会福祉協議会	重度訪問介護	浜田市社会福祉協議会指定居宅介護事業所	浜田市野原町859-1	令和6年8月31日

## 島根県告示第653号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による令和6年度地方の臨時種畜検査を実施し、種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月1日

島根県知事 丸山達也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11596335262	煌乃鶴（全和黑原6642）	肉用牛 黒毛和種	2級
11684067075	隆美津久（全和黑16079）	肉用牛 黒毛和種	2級

## 島根県告示第654号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年11月1日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン浜田 島根県浜田市港町227番地1外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
共同青果(株)	島根県浜田市下府町327番地80	長谷川 等	
藤久(株)	愛知県名古屋市中東区高社一丁目210番地	西浦 敦士	
レックス(株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	藤久保 匡人	
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	舟橋 浩司	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
共同青果(株)	島根県浜田市下府町327番地80	三原 正	令和6年2月16日 代表者変更
藤久(株)	愛知県名古屋市中東区高社一丁目210番地	筒井 和宏	令和6年2月23日 代表者変更
レックス(株)	東京都港区麻布台一丁目3番1号	藤久保 匡人	令和6年4月30日 住所変更
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	石野 孝司	令和6年5月22日 代表者変更
(株) TDモバイル	東京都港区浜松町一丁目30番5号	中川 景樹	令和6年5月1日 入店

## (4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

## 2 届出年月日

令和6年10月16日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課(浜田市殿町1番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

**島根県告示第655号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年11月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン斐川 島根県出雲市斐川町大字上直江1321番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
退店 レックス株式会社 東京都千代田区平河町二丁目7番5号 代表取締役社長 藤久保 匡人

(4) 変更の年月日

令和6年1月31日

2 届出年月日

令和6年10月16日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

**島根県告示第656号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年11月1日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 届出の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン出雲 島根県出雲市大塚町620外

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

### (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目2番17号	井元 憲生	令和6年2月15日退店
藤久(株)	愛知県名古屋市中東区高社一丁目210番地	西浦 敦士	
(株) ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中 仁	
(株) パルグループホールディングス	大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号	井上 隆太	
レックス(株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	藤久保 匡人	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
藤久(株)	愛知県名古屋市中東区高社一丁目210番地	筒井 和宏	令和6年2月23日代表者変更
(株) ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中 亮	令和5年12月1日代表者変更
(株) パルグループホールディングス	大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号	松尾 勇	令和6年5月29日代表者変更
レックス(株)	東京都港区麻布台一丁目3番1号	藤久保 匡人	令和6年4月30日住所変更

### (4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

## 2 届出年月日

令和6年10月16日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第657号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年11月1日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ1128番地112外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
藤久（株）	愛知県名古屋市中東区高社一丁目210番地	筒井 和宏	令和6年4月30日 退店
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	舟橋 浩司	
(株) ヒマラヤ	岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号	小森 裕作	
レックス（株）	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	藤久保 匡人	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	石野 孝司	令和6年5月22日 代表者変更
(株) ヒマラヤ	岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号	小田 学	令和5年11月29日 代表者変更
レックス（株）	東京都港区麻布台一丁目3番1号	藤久保 匡人	令和6年4月30日 住所変更

## (4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和6年10月16日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（益田市駅前町17-1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第658号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年11月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン江津 島根県江津市嘉久志町2306番地30

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) モーツアルト	広島県広島市中区堀川町5番2号	田上 友康	令和6年5月31日 退店
(株) グッドアイ	広島県広島市佐伯区五日市町大字昭和台 35番地の6	山寄 隆治	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
--------	-----	--------	-----

(株) グッドアイ	広島県広島市佐伯区五日市町昭和台35番地7	山寄 隆治	令和6年8月6日 住所変更
-----------	-----------------------	-------	------------------

## (4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

## 2 届出年月日

令和6年10月16日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

江津市商工観光課（江津市江津町1525番地）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。